

修学支援新制度の改正（授業料減免等の中間層への拡大）について

授業料等減免と給付型奨学金をセットで行う「高等教育の修学支援新制度」について、現在は第1区分～第3区分の支援区分で運用していますが、令和6年度より第4区分を新設して多子世帯の中間層に支援対象を拡大することになりました。

《本学における第4区分の家計に関する基準》

以下の両方の基準を満たす世帯が対象となります。

- ・世帯年収が380万円程度から600万円程度までの世帯
- ・多子世帯（扶養する子の数が申請者を含め3人以上である世帯）

《第4区分の支援内容》

全額支援の1/4支援（入学金・授業料減免）及び給付型奨学金

《その他》

- ・上記の家計基準の他、推薦の際に学業面での審査も行います。
- ・過去に給付型奨学金を申請し、審査の結果、不採用だった方でも、上記の基準を満たしていれば、新規申込みで採用される可能性があります。
- ・採用後の毎年10月に、支援区分の見直しに係る審査があります。この見直しにより、支援対象外となる可能性があります。

詳細については、以下URLの文部科学省HPを参照してください。

(https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shougakukin/main.htm)